

広報水巻町

1月25日

第445号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



として保存しましょう

成人の日

二十歳おめでとう

一月十五日は「成人の日」。今年全国で二十歳を迎える新成人は百五十九万人。町内では、男二百五十五人、女二百七十七人、計四百七十二人が新しく成人仲間入をいたしました。

この日、水巻町でも、新成人を祝う式典が町民会館で、二百二十名の新成人を迎えて行なわれました。

会場は、着飾った女性の華やかな雰囲気にもまれるなか、伊藤町長をはじめ各来賓から「この八十年代は難しい問題が山積され、若いみなさんに期待するところが大きいです。」とお祝や激励のこたげが送られました。これに対し新成人を代表して（写真）、坂井浩之さん（猪熊）が「みなさんの御期待にこたえるよう、成人の自覚と責任をもって努力してまいります」と力強くこたえました。

式典の後、橋田義雄先生の「翔べ若者よ、未来へむかって」の記念講演が行なわれました。

町の人口

12月末現在

人口	26,646
男	12,977
女	13,669
世帯数	8,184
町の面積	10.82km ²

町の財政状況

昭和五十三年度の決算

昭和五十三年年度の一般会計及び特別会計の決算が昨年の十二月の定例議会で認定を受けましたので、報告いたします。

昭和五十三年度も前年に引き続き、厳しい財政状況のなかで、改良住宅の事業など継続事業を中心に効率的行政運営を行ってまいりました。

しかし、自主財源に乏しい当町においては、今後起債の償還によって、益々財政事情は逼迫し、当分の間は、財政主導型の町政を行なわざるを得ません。

今後とも、町としては、歳入の見直し、経費の節減など、より効果的財政計画を建てて予算執行にあたりますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

一般会計決算概況

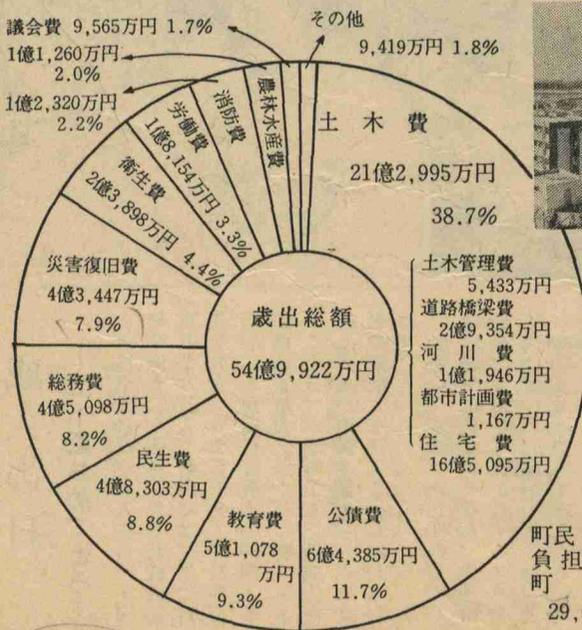
(性質分類)

歳入		決算額(万円)	構成比(%)	
自主財源	町税	7億5,674	13.7	
	分担金及び負担金	2,746	0.5	
	使用料及び手数料	1億7,040	3.1	
	財産収入	2億312	3.7	
	繰越金	1,115	0.2	
	諸収入	8億552	14.6	
	小計	19億7,439	35.8	
	依存財源	地方譲与税	2,877	0.5
		自動車取得交付金	3,154	0.6
		地方交付税	11億1,673	20.2
交通安全対策交付金		503	0.1	
国庫支出金		14億2,573	25.9	
県支出金		2億898	3.8	
町債		7億2,430	13.1	
小計	35億4,108	64.2		
合計	55億1,547	100.0		

歳出		決算額(万円)	構成比(%)	
義務的及び経常的経費	人件費	8億4,527	15.4	
	物件費	2億5,340	4.6	
	維持補修費	4,681	0.8	
	扶助費	2億4,604	4.5	
	補助費	4億6,368	8.4	
	小計	18億5,520	33.7	
	投資的経費	普通建設事業費	22億9,343	41.7
		災害復旧	4億3,456	7.9
		失業対策	1億8,167	3.3
	小計	29億966	52.9	
その他の経費	公債費	6億4,385	11.7	
	積立金	2,200	0.4	
	投資及び出資金	9		
	繰出金	422	0.1	
前年度繰上充用金	6,420	1.2		
小計	7億3,436	13.4		
合計	54億9,922	100.0		

(依在↓依存)

(款別分類)



一般会計における予算は、五十四億四千九百五十四万円(対前年比6.6%増)で、主に改良住宅など継続事業を中心に予算執行が行なわれました。

決算では、歳入が五十五億千五百四十七万円(2.2%増)、歳出が

苦しい財政状況に

五十四億九千九百二十二万円(18%増)となり、歳入歳出収支では千六百二十五万円の赤字となっています。

しかし、自主財源のなかには、財産収入(町有地売却)分が二億三千二百万円含まれ、赤字の中味は苦しい内容のものとなっています。

差別をなくして明るい町づくりを

54.4.1現在

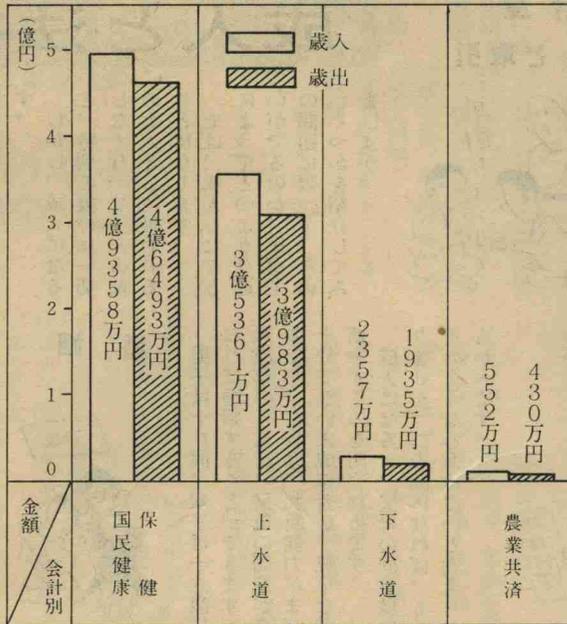
町の財産

土地	560,522㎡
建物	144,500㎡
車輛	22台
出資金	976万円
積立金	2,536万円
基金	1億4,488万円

町の借金

土木鉦害事業債	5億2,565万円
公営住宅事業債	18億6,373万円
教育施設事業債	9億1,232万円
財源対策債	2億2,800万円
貸付金債	1億2,647万円
貸付金債	3億5,296万円
借入金債	1億3,294万円
借入金債	41億1,435万円

特別会計決算概況



農業共済会計

当年度も被害は皆無

本会計の決算は、予算現額六百

四十二万円で、これに対し、歳入五百五十二万円、歳出四百三十万円、歳入歳出引残高百二十二万円は、基金に五十五万円繰入れ、残額六十七万円を翌年度に繰越しています。

水道会計

高負担なしで黒字を

本決算は、上記表のように、歳入歳出残高四千三百七十八万円と黒字となっています。これは、給水使用料、口経別納付金の高負担及び企業努力の成果にほかなりません。これで、年度末現在、七千四百八十三万円の累積剰余金となっています。

しかしながら、企業債未償還残高二億二千八百万あり、また将来高負担が大きくは見込まれないし、原水の値上、当年度のような

国民健康保険会計

今後とも受診料

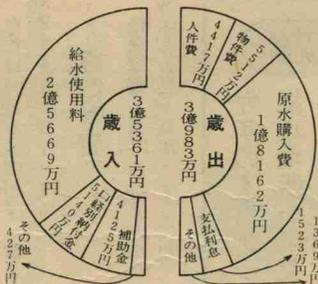
をさげる対策を

本会計の決算状況は、予算現額五億三千九十四万円に対し、歳入が九十八パーセントの収入済、歳出が九十二パーセントの執行で、歳入歳出引残額、二千八百六十五万円となり、二千八百万円を基金に繰入れ、残額六十五万円を翌年度に繰越しています。

歳出の主なものには保険給付費で総額九十四パーセントにあたります。表のように、受診率は下がったものの、医療費の高騰などで、保険給付費は昨年より二十パーセントの増となっています。

過去3カ年の比較

区分	51	52	53
世帯数(戸)	2,455	2,605	2,658
被保険者数(人)	6,555	6,751	7,150
一世帯当り 保 税 額(円)	46,322	54,963	72,183
保険給付費 (万円)	2億8,912	3億6,645	4億3,705
受診率(%)	552	580	556



渇水時の給水制限、河口堰完成後の第三次拡張工事などを考えますと楽観を許されない状況にありませう。今後とも、漏水防止、有収率の向上など企業努力に努めてまいりますので、みなさんの御協力をお願いいたします。

下水道会計

事業者負担で

収支均衡に

本会計の決算は、予算現額二千三百四十二万円で、これに対し、歳入二千三百五十七万円、歳出千九百三十五万円で、歳入歳出引残額四百二十二万円は翌年度に繰越しています。しかしながら、歳入の内訳は個人負担使用料収入九百六十九万円で、不足額は日本住宅公団、水巻町で負担したため黒字であります。

歳出の主なもの、委託料八百七十六万円、需要費五百七十三万円で全体の七十五パーセントを占めています。

給水件数	8,067件
年間配水量	2,331,772㎡
中間市	534,751㎡
北九州市	1,797,021㎡
有収水量	1,923,822㎡
有効有収率	87%

タバコは
町内でお求めを

二〇本入タバコ一箱で
二四円が町の収入に

社会人としてスタート

成人と法律

財産と取引



未成年者は、判断能力が不十分なので、保護のために法律上特別の扱いを受けています。

しかし、成人になると、特別の扱いは一切しなくなると、一人前の大人として扱われることとなります。

では、成人したことによってどのような違いがあるのか、民事上の問題に限って、そのいくつかを紹介してみよう。

未成年者は、自分の財産があっても、それを自分だけの意思で自由に処分することはできませんが成人になると、ひとりの意思で処分することができます。金銭の借り入れなどについても同じことです。

これは、成年に達すれば、取引に伴う利害得失を自分で判断できるという前提になっているのです。実際の取引は複雑で利害についての判断も、成年に達したばかりの者には容易でない場合があります。

婚姻



男子は十八歳、女子は十六歳になれば婚姻することができますが未成年のうち、父母の同意が必要で、これは、判断能力がまだ十分でない未成年者が、軽卒な婚姻をするのを防ぐためです。

成人になると、父母の同意はいりません。二十歳になれば、もうそのような心配はないと考えられるからです。

親権・後見と扶養



未成年者は、親権に服していません。親権とは、親が未成年の子を養育し、子の財産を管理するなどの関係をいいます。子が成年に達すると、親権は終了します。

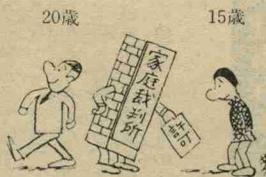
親権が終了したということは、子が一人前になったということですが、一人前になっても、親子は

互いに扶養義務を負っています。

したがって、学生が、成人後も引き続きして仕送りなどを受ける場合は、法律的には親権の作用としての養育ではなく、親子間の扶養義務に基づくものだということになります。

未成年者に親がない場合などに後見人が付される場合があります。後見人は、親権者に代わる役割をしますが、この仕事も、子が成年に達すると終了します。その場合後見人であった人は、管理していた子の財産について、きちんとした計算をする義務があります。

養子縁組



未成年者でも、十五歳に達すると、自分の意思で養子となることができますが、家庭裁判所の許可が必要です。これは、養子縁組が養子の福祉のために適当かどうかを、裁判所が判断することによって、養子となる者を保護しようとするものです。しかし、成人については、本人の判断にまかせてよいと考えられるので、家庭裁判所の許可はいりません。

他方、若い人が養親となって養

子縁組をする例は多くないと思われませんが、法律上は、成年に達すれば、養親となることができます。

遠賀・中間地域行政事務組合 職員募集

▼職種 栄養士(遠賀静光園) 一名

▼受験資格

- ①昭和30年3月31日～昭和35年3月30日までに生まれた者
- ②昭和55年4月1日現在で栄養士の免許を所持しているか、所持予定者

- ▼受付期間 2月4日～2月8日
- ▼申込先及び申込用紙請求 広域行政事務組合庶務係(遠賀町役場2階)
- ▼お問い合わせは庶務係(☎09329③3581)まで

窓口学習

住民登録とは、みなさんの居住関係を公証(証明)するため、ま

未成年者が養親となることはできません。

た選挙、保険、年金などの事務処理の基礎となるものです。

●住民票が必要な時は、謄本か抄本か使用目的(提出先)はつきりと

。謄本とは、世帯全員が記載。

。抄本とは、世帯の一部が記載。

●次のような時には必ず届出を

。転入届(14日以内) ー新たに水巻町に住所を定めた場合。

。転居届(14日以内) ー町内で住所を変更した場合。

。転出届(事前に) ー水巻町外に住所を移す場合

。住民票を請求する際は世帯番号を忘れずに。

おわび訂正

前月号5ページの国民年金欄中特例納付の期限が来年6月30日までになっていました。今年6月30日までのあやまりですので、訂正しおわびいたします。

国民年金の現況届



今年の4月から提出期限が変更

国民年金の老齢年金及び通算老齢年金を受けている方の現況届の提出期限は、これまで毎年、2月15日でしたが、今年の4月から年金を受けている方の「誕生日の末日」に変わります。ただし、誕生日が1月から3月の方については今年に限り今まで同様2月15日です。くわしくは、役場年金係まで

税の申告は

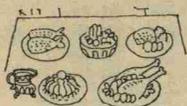
3月15日まで

住民税、国民健康保険税の申告の時期になりました。
 該当者は、3月15日の申告期限までに必ず申告してください。
 ●申告をしなければならぬ人
 所得税の確定申告を提出しない人でも、次のかたは住民税、国保税の申告をしてください。
 ①自営業のかた、②農業のかた、
 ③外交員、ホステスなど自由職業のかた、
 ④家賃など不動産により生計されているかた、
 ⑤大工、左官業のかた、
 ⑥日雇など日給者のかた、
 ⑦年給、恩給を受けているかた、
 ⑧給与所得者の人で住民税を給与から天引されていないかた。

税の申告相談日

町では、別表の日程で申告と納税相談を行います。
 期間 2月12日～27日(ただし土曜午後、日曜除く)
 時間 9時～16時
 場所 役場東別館(グランド横)地区別相談日
 ・2月12日 野間町住、二町住、下二町住、吉田団地
 ・2月13日 イワセ町住、垣添町住、高松団地
 ・2月14日 鯉口団地、猪熊町住
 ・2月15日 二、下二、入江興産サニニュータウン
 ・2月18日 吉田三、緑風園、美吉野、松栄荘、水巻苑
 ・2月19日 頃末、机、古賀、新生街、高尾団地

健康だより、塩分は少なめに



塩分は少なめに
 塩分のとり方と脳卒中の発生とは深い関係があります。それ
 塩分は、平均一人一日に15グラム位の塩分をとっています。
 これでは、高血圧になります。半分ぐらいに減量しましょう。

が証拠に、高血圧、脳卒中の多い地域では、塩分のとり過ぎが目立ちます。塩分は、血圧を上げる作用がありますので、高血圧の人は塩分を少なくする必要があります。
 日本人は、平均一人一日に15グラム位の塩分をとっています。

・2月20日 二社区、古賀区、梅ノ木区、高松区、樋口、おかの台
 ・2月21日 梅ノ木団地、猪熊、

郡合同消防出初式で 功労者表彰

一月十三日、岡垣中学校で、郡内消防合同出初式が行なわれました。当日はあいにくの雨で、消防団員及び消防協力者の表彰式だけとなりました。

水巻町消防団では、今年もこれを契機に、消防活動への意欲を新たにしています。
 表彰者は次のとおりです。
 (敬称略)

日本消防協会会長表彰
 ・勤続章 副団長 中原敏夫
 福岡県消防協会会長表彰
 ・金馬簾 水巻町消防団 永年勤続
 10年 増田博己 坂口健治
 八木隆一 西田修一
 15年 山本盛三郎 鶴城繁美
 25年 入江雅人 川島健司
 30年 永沢信夫 中原敏夫

優良団員
 有光国憲、久保田義隆、阿古信太郎、日高定信、防火消防施設宣伝の普及改善功勞者
 吉田二区長 副田軍八
 町議會議員 梶原逸男
 表彰授与者 洋服店経営 日高義人

農業所得のある人
 ・2月25日 立屋敷、伊左座、二
 ・2月26日 下二、吉田一・二・三、頃末
 ・2月27日 机、古賀、猪熊



部長 樋口 弘
 第5分団協会長 恒元一郎
 主婦 出利葉美法加
 小学生 谷ヶ久保厚弘
 福岡県民火災共済組合理事長表彰
 分団 第5分団
 副分団長 武尾友治
 消防協会遠賀支部長表彰
 山下高史、梯和利
 消防団長表彰及び感謝状
 杉本清隆 田中順一 坂口健治
 羽地遺和夫 徳王雅之
 徳王繁房 浅沼政次 山田正幸
 尾田好春 白井秀雄
 山下停(家具店)
 松本純子(寿司店)
 山本傑(建設業)

保育園児募集

町では、昭和55年度の町内保育園の入園児を次のとおり募集しています。(くわしいことは1月10日号参考)

●保育園名、所在地、定員
 町立第1保育園 頃末 70名
 第2保育園 吉田 108名
 第3保育園 古賀 90名
 水巻みなみ保育園 二 60名

水巻北保育園 猪熊 90名
 ●障害児保育
 町立保育園では障害児保育を行っています。通園可能な子どもで入園を希望されるかたはご相談ください。
 ●申込期間 1月21日～1月31日
 申請書交付及びくわしいことは役場社会課まで。なお、昨年申込みをされているかた、引き続き入園を希望されるかたも、新たに申請して下さい。

農業センサスに 協力を

二月一日現在で全国一斉に農業調査が行なわれます。
 この調査の対象者は、農家、林家のかたで、農用地を五アール(0.5反)以上、山林、原野を一ヘクタール(1町歩)以上所有のかたについて調査いたします。なお、町外に所有のかた、会社の所有も含まれます。
 当町としては、左記の日程により聞きとり調査を行いますので、よろしく御協力をお願いします。

地区名	月・日	時間	場所
立屋敷	2月4日	9:30～11:30	公民館
伊左座	〃	9:30～14:00	〃
二	〃	9:30～11:30	〃
下二	〃	14:00～16:00	〃
吉田三	2月5日	9:30～11:30	吉田公民館
吉田二	〃	14:00～16:00	藤崎政治クラブ
頃末	〃	9:30～11:30	公民館
机	〃	14:00～16:00	〃
古賀	2月6日	9:30～11:30	農業センター
猪熊	2月6日	11:30～	公民館

2月の1歳6か月検診

- ▼日時 2月4日・18日
- ▼受付 13時～13時30分
- ▼場所 役場西別館
- ▼対象 1歳6か月～1歳8か月
- ▼内容 身長・体重測定及び栄養などに関する健康相談

2月の母子手帳交付

- ▼日時 2月4日・18日
- ▼必ず10時までに本人が
- ▼場所 役場西別館
- ▼内容 母子手帳の使用法、母子保健制度、妊娠中の生活指導など

持参品 印鑑

妊娠届は早めに保健所に(毎週水曜日、13時から受付)

成人病教室の申込み

昭和55年度、保健対策事業の一貫として、成人病に関する予防か

お知らせ

ら対策までの教室を開催します。調理実習や医師の講演、衛生教育、看護実習、健康体操、健康手帳配布、血圧測定など、毎月一回行います。

継続して一年間、同じ方を指導学習しますので、途中からの入会はできません。

申込みは、60歳までのかた(定員50名)で、1月26日から衛生係で受け取ります。なお、受付の際はプログラムを配布しますので、本人が申込みを。

麻疹(はしか)

の予防接種

- ▼対象 生後12か月～72か月(なるべく18か月～36か月の間に)
- ▼接種期間 原則としては年間を通じて接種できますが、重点期間は1月下旬～3月上旬
- ▼料金 一人一千元(町で二千元)

円補助しています

▼問診票交付 母子手帳、印鑑を持参の上、役場衛生係まで。なお、くわしいことは12月25日に掲載しています。

老人検診

- ▼日時 2月15日・28日
- ▼10時～11時
- ▼場所 机山荘(老人いきいの家)
- ▼対象 65歳以上

2月の心配ごと相談

- ▼日時 2月8日・18日・28日
- ▼13時～16時30分
- ▼場所 町民会館日本間
- ▼主催 町社会福祉協議会
- ▼相談は無料で秘密はかたく守られます。どなたでも気軽に

県交通事故相談

- ▼日時 2月5日 10時～16時
- ▼場所 中間市市民談話室

宅地建物取引相談

宅地建物に関する紛争、苦情について、県と宅地建物取引業協会の共催で次のとおり無料相談所を開設しますのでご利用ください。

- ▼月日・場所
- 。2月21日・22日 小倉井筒屋
- 。2月26日 八幡井筒屋

粗大ゴミは 事前に連絡を

粗大ゴミを出す時は、役場衛生係に連絡がないと、どこに置いてあるかわかりません。必ず収集日の二日前までに申込んでください。

粗大ゴミの種類

- 家庭電気製品―冷蔵庫、テレビ
- 洗たく機など、家具類、自転車
- 畳、廃材、一斗籠、一升ビン等
- ▼収集日(毎月一回)
- ・第1土曜日 吉田一・二・三、吉田団地、美吉野、鯉口団地、緑風園

・第2水曜日 猪熊(入柳地区除く)、猪熊町住

・第3土曜日 右記以外の地域

門司海員学校

新年度から募集取止め

門司海員学校が昭和56年度から海上保安庁の教育機関に当たられることになり、来年度から生徒募集は取止めることになりました。つきましては、門司海員学校の入学願書で次の三校とも受付けません。

- ・唐津海員学校(佐賀県唐津市)
- ・口之津海員学校(長崎県高来郡)
- ・清水海員学校(静岡県清水市)

無縁墳墓の改葬

関係者のかたは連絡を
▼墓地の所在地
熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰3853番地堀渡・共同墓地
▼連絡先
久木野村役場 衛生係(☎09676(2)2111)

届出期限 2月15日まで

「水巻町職員異動」

。退職 黒木茂三(社会課) 1月14日付

今月の納期

町県民税 四期分
国保税

2月のし尿汲取予定日

- 1日 頃末、猪熊
- 2日 頃末、唐熊県住、鯉口、猪熊
- 4日 唐熊県住、鯉口、御輪地、猪熊
- 5日 頃末(15、25区)、鯉口、御輪地、垣添、猪熊(入柳)、新生街(山ノ口団地)
- 6日 車返し、緑風園、中央区、猪熊
- 7日 頃末(5、12、13、18区)、松栄荘団地、中央区、緑風園、川端通り、県道筋
- 8日 頃末(5、12、13区)、松栄荘団地、美吉野団地、川端通り、県道筋、立屋敷伊左座
- 9日 美吉野団地、片山、宮尾、ヌメリ石、本村、下二、古賀、新生街
- 12日 古賀、机、美吉野団地、大橋、商店街月夜待、車返し、二
- 13日 頃末(6、11、14区)、高松区、古賀区、二町住、下二町住、宮尾、御輪地
- 14日 頃末(6、11、14区)、吉田団地、机社宅、宮ノ下社宅
- 15日 吉田団地、樋口(卯月)
- 16日 吉田団地、中樋口、猪熊
- 18日 二、下二
- 19日 本村、伊左座
- 20日 みずほ団地、猪熊町住
- 21日 みずほ団地、幼稚園通り、古賀県住
- 22日 猪熊、幼稚園通り、古賀区(梅ノ木団地側)
- 26日 梅ノ木区
- 27日 梅ノ木区

□発行人 水巻町長 伊藤衛門

□編集

水巻町企画財政課(電 201-421)

□印刷

冷牟田印刷合資会社